⑸　Time-limit for the submission of bids by electronic bidding system : 4 p.m., November 21, 2014 (bids by mail must be received by 4 p.m., November 21, 2014)

⑹　Contact point for this notice : Contract Section, Construction and Repairing Division, Secretariat, Osaka High Court, 2―1―10 Nishitemma, Kita-ku, Osaka-Shi, Osaka 530―8521, Japan, TEL 06―6316―2555

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月18日

支出負担行為担当官

大阪高等裁判所事務局長　北川　　清

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　神戸地家裁尼崎支部庁舎新営機械設備工事

⑶　工事場所　兵庫県尼崎市水堂町３―２―34

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる神戸地家裁尼崎支部庁舎新営機械設備工事を施工する。

敷地面積　8,769㎡

建物用途　裁判所庁舎

構造・階数　ＳＲＣ造、地上５階､地下１階、塔屋１階

建物規模　延べ面積10,945㎡

工事種目　機械設備工事　庁舎本館　一式

屋外　一式

⑸　工期　平成29年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は､「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　裁判所の平成25・26年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

⑹　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）(入札説明書参照。)。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして､裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑼　裁判所の平成25・26年度における管工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した管工事に係る総合点数が1,100点以上であること。）。

⑽　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

イ　構造・階数　構造は定めない・地上４階以上地下１階以上

ウ　建物規模　延べ面積7,000㎡以上

エ　工事種目　空気調和設備又は衛生設備

⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」､「熱工学」､「上下水道部門」又は「衛生工学部門」とするものに限る。）に合格した者)、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）に定める技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」､「暖冷房及び冷凍機械」､「水道部門」又は「衛生工学部門」とするものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

イ　元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）に従事した経験を有する者であること。

㋐　建物用途　「研修・交流施設､体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

㋑　構造・階数　定めない

㋒　建物規模　延べ面積2,500㎡以上

㋓　工事種目　空気調和設備

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制

イ　工事特性を考慮した技術提案

「配管工事の施工品質向上に関する技術提案」

ウ　工事全般の施工計画

「施行計画から施工、試運転調整まで、各段階における品質管理に関する技術提案」

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。

ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

ア　入札参加者は、次の㋐及び㋑の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。